

令和6年12月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月5日(木) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

13番 秋丸政光

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	第1号議案 農地法第3条による許可申請について
	第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
	第3号議案 農用地売渡等の希望申出について
	第4号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	副島政隆	副局長兼庶務係長	真子祐輝
------	------	----------	------

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>本日は令和6年12月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は13名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまから令和6年12月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>9番大屋委員、10番古賀委員にお願いいたします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は1ページから6ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は芦刈町の西道免地区内にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>議案資料は7ページから12ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城市の船田地区内にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

議案資料は13ページから18ページとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町の株式会社九州コーユの東にある農地で、申請理由は家庭菜園でございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

初めに、1. 利用権設定について、申請番号1から申請番号93まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は2ページから19ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が141筆、利用権の再設定が94筆、合計で235筆、総面積は55万6,924平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号93までについては原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、2. 所有権移転についてを議題とします。

申請番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は20ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。

申請番号601について説明をいたします。

申請番号601、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)

議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号602について事務局から説明をお願いします。 申請番号602について説明いたします。 申請番号602、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号602は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号603について事務局から説明をお願いします。 申請番号603について説明をいたします。 申請番号603、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)</p>
議 長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号603について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号603は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号604について事務局から説明をお願いします。 申請番号604について説明をいたします。 申請番号604、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 申請番号604につきましては、あっせん委員の11番北島委員からあっせん結果報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>令和6年4月5日、あっせん委員に指名される。 4月8日、所有者の方と条件を話し合う。 4月10日、隣接地で、認定農業者であり、規模拡大にも意欲的で、面積も増やされている方がおられましたので、その方に購入の意欲はないですかということていろいろ話をしましたがけれども、最終的にいいという返事はもらえませんでした。 それで、その後しばらく希望者の方というか、そういう方になかなか会えません</p>

でしたので、10月9日に、その申請地を小作されている方といろいろ話をしている中で、〇〇さんですけど、その方が、最初は、ちょっと買いきらん、年も年やけんということでしたので、そのままになっておりましたけれども、いろいろ話していく中で買っていいというような意思を示されましたので、土地の所有者の方にそういう希望者がありますよということで伝えました。

そして両者に、問題は金額の面でしたので、最近はどのくらいで農地は動きようですかということでしたので、近所で最近売買された価格等を説明して、その近くでは〇〇万円から〇〇万円ぐらいの間で取引が何件かされておりましたので、そういう経過を説明しましたところ、ちょうど中間を取って〇〇万円でお互いいいということでしたので、そこで成立をいたしました。

そういうことで、その後のいろいろなお話は事務局より連絡があるということをお伝え、一応あっせんが成立したということでした。

以上が経過です。よろしくお願ひします。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号604について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号604は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願ひします。

議案書は21ページになります。

第3号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。

本日の審議件数は、売渡希望4件と貸付希望1件でございます。

まず、申請番号1について説明をいたします。

資料のほうは19ページから21ページです。

申請番号1番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

説明は以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願ひします。

申請番号2について説明をいたします。

資料のほうは22ページから26ページです。

申請番号2番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

説明は以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長

事務局	<p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料が27ページから29ページです。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料が30ページから32ページです。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、貸付希望について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は22ページです。</p> <p>続いて、貸付希望について説明をいたします。</p> <p>申請番号1について説明をします。</p> <p>資料のほうは33ページ、34ページです。</p> <p>申請番号1番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第4号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>第4号議案 小城市農業の振興に関する計画(案)に対する意見についてを説明</p>

します。

小城市農業の振興に関する計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため審議をしていただくものでございます。

今回は計画の変更が7件となっております。

説明は別とじて「第4号議案資料」ということでお配りしております。それと、一枚物の「回答案」というものを御覧ください。

それでは、1番から順番に一括して説明をさせていただきます。

別とじの資料にページが1と振ってあるところからが始まりになります。

まず、番号の1番です。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更理由は、建設会社の資材置場を拡張するためということです。

申請の農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、整備計画の変更はやむを得ないと判断しております。

続きまして、番号2、資料は4ページになります。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更の理由としては、自己居住用住宅の建設となっております。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、整備計画の変更はやむを得ないと判断しております。

3番目が、ページは7ページになります。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更理由は、農業用資材置場ということです。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、整備計画の変更はやむを得ないと判断しております。

続きまして、4番目、ページは10ページになります。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更の理由としましては、一般住宅建設のためでございます。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、整備計画の変更はやむを得ないと判断しております。

続きまして、5番目、ページは13ページです。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更の理由としては、一般住宅の建設のためです。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、整備計画の変更はやむを得ないと判断いたしております。

続きまして、番号6、ページは16ページになります。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者を読み上げる。)

変更の理由が、特定建築条件付売買予定地となっております。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、整備計画の変更はやむを得ないと判断しております。

続きまして最後になります。番号7、ページは20ページです。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用事業者、転用目的を読み上げる。)

変更理由が分譲住宅ということになっております。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、整備計画の変更はやむを得ないと判断いたしております。

全ての案件について説明をしましたが、整備計画の変更はやむを得ないと考えて

議 長	<p>おりまして、農業委員会からの意見としては、意見なしとして小城市長へ回答したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第4号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。</p> <p>次回の日程についてお知らせをします。</p> <p>まず、今月の農地転用の現地調査が12月25日水曜日、午後1時30分から2-6会議室に御集合ください。</p> <p>それから、1月の定例農業委員会は1月7日火曜日、午後1時半からこちらの大会議室となっています。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>それでは、以上をもちまして12月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員